

熊本県公報

号外 第 67 号の 3
平成 16 年 12 月 24 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

公 告

- 熊本県富岡ビジターセンターにおける指定管理者の募集……………(自然保護課) 1
○くまもと県民交流館のうち物産等振興施設における指定管理者の募集
……………(観光物産総室) 2

公 告

熊本県公告第 946 号の 2

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 16 年 12 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県富岡ビジターセンター(以下「ビジターセンター」という。)
- (2) 場所
熊本県天草郡苓北町富岡字本丸地内
- (3) 規模等
木造平屋建て(地下1階)、延床面積 568.20 平方メートル
- (4) 施設概要
事務室、カウンターロビー、展示室、レクチャールーム、トイレ、地下倉庫、身体障害者用駐車場
- (5) 開設日
平成 17 年 4 月 1 日

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の維持管理に関する業務
(2) 施設の運営管理に関する業務
(3) その他知事が必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者の指定申請ができる者

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
(2) 県税、消費税等を滞納していないこと。
(3) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

5 申請の手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書(別紙様式 1)

イ 熊本県富岡ビジターセンター指定管理者事業計画書(別紙様式 2)

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書(別紙様式 3) その他団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険等に参加していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)

ク 納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税(同県税が課されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出先

- 熊本県環境生活部自然保護課自然公園班（県庁新館5階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 - 383 - 1111（内線 7458）
- (3) 提出期間
平成16年12月24日（金）から平成17年1月24日（月）までの日（土・日曜日、祝日及び平成16年12月29日から平成17年1月3日までの期間を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送、電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 留意事項
以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ 虚偽の内容が記載されているもの
オ その他指定管理候補者選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
- 6 指定管理候補者の選定
平成17年1月下旬に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した採点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。
なお、その結果については、書面により各申請者に通知する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、5の(3)に定める期間に交付する。
- 8 説明会
(1) 日時
平成17年1月6日（木）午後1時
(2) 場所
ビクターセンター内レクチャールーム
(3) その他
説明会への参加を希望される場合は、5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 委託料は、ビクターセンターの維持管理に係る経費とする。
(4) 問い合わせ先
5の(2)と同じ。

熊本県公告第946号の3

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成16年12月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
くまもと県民交流館のうち物産等振興施設（以下「観光物産交流スクエア」という。）
(2) 場所
熊本市手取本町8-2
手取本町再開発ビル「テトリアくまもと」1階
(3) 規模等
全体面積 206.61 平方メートル（展示面積 150.00 平方メートル）
(4) 施設概要
事務室、実演販売スペース、給湯室、備品倉庫兼ストックルーム
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 施設の提供を行う業務
(2) 施設の使用許可に関する業務
(3) 施設の使用に係る利用料金に関する業務
(4) 施設等の維持及び修繕に関する業務
(5) 指定管理者が施設の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成17年4月1日から平成20年3月31日まで
- 4 指定管理者の指定申請ができる者
次の要件を満たす法人その他の団体であること。
(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 熊本県から指名停止措置を受けていないこと。
(3) 県税、消費税等を滞納していないこと。
(4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

5 申請の手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書（別記様式）

イ 観光物産交流スクエア管理運営事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

ク 納税証明書

（ア）消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

（イ）熊本県の県税（同県税が課されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出先

熊本県商工観光労働部観光物産総室企画物産班（熊本県庁行政棟本館7階）

郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096 - 383 - 1111（内線 5205）

(3) 提出期間

平成16年12月24日（金）から平成17年1月24日（月）までの日（土・日曜日、祝日及び平成16年12月29日から平成17年1月3日までの期間を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。（郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。）

(4) 留意事項

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

6 指定管理候補者の選定

平成17年1月下旬に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の選定事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定し、その結果については、書面により各申請者に通知する。

(1) 住民の平等な利用の確保

(2) 施設の効用の最大限の発揮

(3) 経費の縮減

(4) 管理を安定して行う人的、財産的基礎

7 募集要項の交付

5（2）の部局とし、5（3）に定める期間に交付する。

8 現地説明

現地説明を希望する場合は、法人等の名称及び参加する者の氏名を5（2）にあらかじめ連絡すること。

9 その他

(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 当施設は利用料金制を採用しており、利用料金を指定管理者の収入とすることができ、そのため、県から管理に係る経費の支払いはない。

(4) 問い合わせ先

5（2）の部局とする。

